

H30年度税制改正(企業主導型保育施設用資産の割増償却)に関するFAQ

参考資料2-1

No.	事項	質問	回答
1	割増償却の適用に必要な書類について	割増償却の適用を受けようとする場合、申告には何の書類が必要となるか。	割増償却の適用を希望する事業者は、税制適用確認書兼確認申請書(参考資料2-2)に必要事項を記入し、助成決定通知書(整備費及び運営費)の写しと併せて児童育成協会に提出してください。児童育成協会が、申告内容の確認、押印後に税制適用確認書を返却しますので、税務署への申告時に、当該税制適用確認書兼確認申請書を添付してください。 助成決定通知書の交付には日数を要する場合がございますので、余裕をもってご申請をしてください。 ※税制適用確認書は下記URL(企業主導型保育事業ポータル)に掲載されています。 <a href="http://www.kigyounaihoiku.jp/">http://www.kigyounaihoiku.jp/</a>
2	助成金の交付	企業主導型保育事業の整備費助成金及び運営費助成金の両方の交付を受けている必要があるか。	企業主導型保育事業の整備費助成金又は運営費助成金の交付を受けて事業所内保育施設の新設又は増設をする必要があります。ただし、割増償却の適用期間は、運営費助成金の交付を受けている期間に限られているため、運営費助成金については適用年度末までに必ず交付を受けている必要があります。
3	新設又は増設の範囲	新設又は増設には、改築等も含まれるのか。	改築等も含まれる場合があります。例えば、次のような場合は、新設又は増設に含まれます。 <例> ・既存建物が災害により滅失又は損壊したため、その代替施設として取得等をした場合 ・事務所用として使用していた部屋を保育事業用として改築する場合 ・倉庫用として使用していた建物を保育事業用として建て替える場合 ・改築によって入所定員が増員することとなる場合
4	保育事業の用に供していることの確認	幼児遊戯用構築物等を保育事業の用に供していることは、どのように確認されるのか。	税制適用確認書(参考資料2-2)に記載の「配置場所」をもって確認します。
5	運営費助成金の交付を受ける期間の確認	割増償却を3年間適用したい場合には、運営費助成金の交付を3年間受け続けないと割増償却の適用対象とはならないのか。	割増償却を3年間適用したい場合、運営費助成金の交付を3年間受け続ける必要があります。また、税制適用確認書の税務署への提出は初年度のみで差し支えありませんが、2、3年目も割増償却の適用を受ける場合には、税務調査等で確認を求められた場合に備えて、2、3年目の運営費助成決定通知書についても保存しておく必要があります。
6	幼児遊戯用構築物等の範囲	幼児遊戯用構築物等とは具体的にどのようなものか。	幼児遊戯用構築物等の一例としては以下のものが挙げられます。 <遊戯用の構築物、遊戯具> ・滑り台 ・ぶらんこ ・ジャングルジム ・キッズクライミング ・トランポリン ・アスレチック ・スプリング遊具 ・プール など <家具> ・テーブル ・イス ・ベンチ ・ラック ・ベッド ・ロッカー ・たんす ・机 など ※乳幼児が使用する家具に限らず、職員等が業務上で使用する家具も対象となります。家電製品、自動車など、家具に該当しないものについては対象とはなりません。 <防犯設備> ・防犯カメラ ・レコーダー ・モニター ・防犯アラーム ・緊急ボタン ・防犯センサー など
7	中古品の取得	他の事業の用に供していた資産を取得して、保育事業の用に供した場合でも、割増償却の適用対象となるか。	対象とはなりません。新品が対象となります。
8	リースによる取得	所有権移転外リース取引により取得した資産は割増償却の適用対象となるか。	対象とはなりません。
9	幼児遊戯用構築物等の取得等の時点	事業所内保育施設の新設又は増設とともに、幼児遊戯用構築物等の取得等(取得又は製作若しくは建設)をすることが要件だが、いつの時点で取得等をした幼児遊戯用構築物等が「新設又は増設とともに」取得等をしたものとして対象となるのか。	整備費助成金又は運営費助成金の助成申込日から事業開始日までの間に取得等をした幼児遊戯用構築物等が割増償却の適用対象となります。
10	連結法人の取扱い	連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人についても、割増償却の適用対象となるか。	租税特別措置法第68条の34の規定により、割増償却の適用対象となります。
11	共同設置の場合の取扱い	複数の者が共同で事業を実施している場合で、一部の者が代表して助成金の交付を受ける契約となっているときに、助成金の交付を直接受けていない事業者についても、割増償却の適用対象となるか。	対象となります。共同で事業を実施する事業者は、児童育成協会へ税制適用確認書兼確認申請書を提出する際に、共同で事業を実施する事業者間で交わした当該事業の実施に関する契約書の写しを提出してください。